

高岡市議会 6 月定例会提出議案について

1 件数

- ・ 初日提案（6 月 7 日）19 件（予算 2 件、条例 8 件、その他 8 件、報告 1 件）

2 議案の概要（予算議案を除く。）

(1) 条例（8 件）

1 高岡市議会議員及び高岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【選挙管理委員会事務局】

(趣旨)

令和 4 年 4 月に公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことから、本市においても国に準じた改正を行うもの

(主な内容)

1 選挙運動用自動車の使用の公費負担の単価の変更

- ・ 一般運送契約以外の契約

区分	現行単価	改正単価	引き上げ額
自動車借入（1 日あたり）	15,800 円	16,100 円	300 円
燃料費（1 日あたり）	7,560 円	7,700 円	140 円

2 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更

区分	現行単価	改正単価	引き上げ額
1 枚当たりの作成費	7 円 51 銭	7 円 73 銭	22 銭

3 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更

区分	現行単価	改正単価	引き上げ額
企画費	310,500 円	316,250 円	5,750 円
1 枚あたりの印刷費	525 円 6 銭	541 円 31 銭	16 円 25 銭

- ・ 施行期日 公布の日

2 高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

「高岡市市税賦課徴収条例の一部改正」

「高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正」

【市民税課】

(趣旨)

令和4年度税制改正に伴い、所要の改正を行うもの

(主な内容)

1 高岡市市税賦課徴収条例の一部改正

(1) 個人市民税における住宅ローン控除の適用期限の延長

住宅ローン控除の適用がある者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人市民税から控除する措置を4年間延長（令和7年12月31日の入居まで）

(参考) 法改正の主な内容

居住開始 時期	平成26年4月～ 令和3年12月	令和元年10月～ 令和4年12月(※1)	令和4年1月～ 令和7年12月
控除期間	10年間	13年間	13年間(※2)
控除率	年末借入残高の 1%	年末借入残高の 1%	年末借入残高の 0.7%
個人住民税 からの 控除限度額	136,500円 (所得税の課税総所 得金額等の7%)	136,500円 (所得税の課税総所 得金額等の7%)	97,500円 (所得税の課税総所 得金額等の5%)

(※1) 消費税10%引き上げ、コロナ特例等に伴う拡充措置（契約要件等を満たすものに限る）

(※2) 居住開始時期等により10年間の場合あり

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

個人市民税における上場株式等の配当所得等の課税方式について、所得税と課税方式を一致させるもの

(3) 扶養親族等申告書等における記載事項の追加

公的年金等控除額の算定における合計所得金額に、個人市民税では退職手当等を含まないこととされたことに伴い、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族等申告書等にその旨を明記するもの

(4) 引用条項の整理

2 高岡市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正
扶養親族等申告書等の改正等に伴う条文の整理

- ・施行期日 1 (1) (3) (4) 、2 令和5年1月1日
1 (2) (4) 令和6年1月1日
2 公布の日

3 高岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正
する条例

【産業企画課】

(趣旨)

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地方活力向上
地域における固定資産税の特例措置の適用要件について、所要の改正を行うもの

(主要内容)

- 1 固定資産税を減免する特例措置の適用要件の見直し
(1) 整備計画について、富山県の認定を受ける期限の延長
令和4年3月31日まで → 令和6年3月31日まで
(2) 固定資産の取得期限の延長
計画認定後2年以内 → 同3年以内

2 引用条項の整理

- ・施行期日 公布の日

4 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

【建築政策課】

(趣旨)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、新たに長期優良住宅の対象となる既存住宅に係る審査手数料を定めるもの

(主な内容)

長期優良住宅の認定は、これまで新築又は増改築の建築行為を伴う場合のみに限られていたが、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定に係る審査手数料を追加するもの

認定の内容			手数料
認定 申請	既存住宅の認定	一戸建て住宅	68,000円
		共同住宅等	160,000円～5,000,000円
	既存住宅の認定(登録住宅性能評価機関の確認書ありの場合)	一戸建て住宅	18,000円
		共同住宅等	33,000円～550,000円
変更 認定 申請	既存住宅の認定変更	一戸建て住宅	38,000円
		共同住宅等	89,000円～2,700,000円
	既存住宅の認定変更(登録住宅性能評価機関の確認書ありの場合)	一戸建て住宅	14,000円
		共同住宅等	26,000円～430,000円

・施行期日 令和4年10月1日

5 高岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

(趣旨)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の見直しを行うもの

(主な内容)

国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等分について、賦課限度額を見直し

	現行	改正後
基礎課税分	63 万円	<u>65 万円</u>
後期高齢者支援金等分	19 万円	<u>20 万円</u>
介護納付金分	17 万円	17 万円
計	99 万円	102 万円

・施行期日 公布の日（令和4年度分の保険税から適用）

6 高岡市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【市民病院総務課】

(趣旨・内容)

令和4年度診療報酬改定により、紹介状なしで受診した患者から徴収する定額負担の額が見直されたことに伴い、非紹介患者の初診及び再診加算料の見直しを行うもの

	現行	改正後
非紹介患者初診加算料	5,500 円	7,700 円
非紹介患者再診加算料	2,750 円	3,300 円

- ・施行期日 令和4年10月1日

7 高岡市産業集積促進条例の一部を改正する条例

【産業企画課】

(趣旨・内容)

富山県の企業立地助成制度の改正に伴い、立地助成金の対象となる本社機能施設の対象に、情報サービス事業部門を追加するもの

- ・立地助成金の対象となる本社機能施設

改正前	改正後
・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・その他管理業務部門	・調査及び企画部門 ・情報処理部門 ・研究開発部門 ・国際事業部門 ・<u>情報サービス事業部門</u> ・その他管理業務部門

- ・施行期日 公布の日（令和4年4月1日以降に設置するものから適用）

8 高岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

【建築政策課】

(趣旨・内容)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、引用条項を整理するもの

- ・ 施行期日 公布の日

(2) その他（8件）

1 工事請負契約の締結について

（旧高岡市民会館解体工事）

【文化振興課】

(趣旨)

旧高岡市民会館の解体工事を行うもの

(主な内容)

- ・ 工事名 旧高岡市民会館解体工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 453,200,000円
- ・ 契約の相手方 早木・谷口・大栄旧高岡市民会館解体工事特定建設工事共同企業体
代表者 高岡市太田4767番地
株式会社早木工業
構成員 高岡市太田4767番地
株式会社早木工業
高岡市野村1354番地
株式会社谷口
高岡市中川栄町3番1号
大栄建設株式会社

2 工事請負契約の変更について

（五位中学校区統合小学校校舎新築工事）

【教育総務課】

(趣旨)

公共工事における新労務単価を適用し、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「1,424,500,000円」 → 「1,440,120,000円」

3 工事請負契約の変更について

(五位中学校区統合小学校校舎新築電気設備工事)

【教育総務課】

(趣旨)

公共工事における新労務単価を適用し、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「196,900,000 円」 → 「199,436,600 円」

4 工事請負契約の変更について

(五位中学校区統合小学校新築機械設備工事)

【教育総務課】

(趣旨)

公共工事における新労務単価を適用し、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「341,000,000 円」 → 「344,350,600 円」

5 工事請負契約の変更について

(五位中学校区統合小学校体育館等新築工事)

【教育総務課】

(趣旨)

公共工事における新労務単価を適用し、契約金額を変更するもの

(主な内容)

- ・ 契約金額 「669,790,000 円」 → 「682,550,000 円」

6 財産の取得について

(高規格救急自動車)

【消防本部総務課】

(趣旨)

高岡消防署南部出張所の救急自動車を更新するもの

(主な内容)

- ・ 取得する財産 高規格救急自動車
- ・ 取得の価格 33,330,000 円
- ・ 取得の相手方 高岡市上四屋4番1号
富山日産自動車株式会社高岡支店

7 市道路線の認定及び廃止について

【土木維持課】

(趣旨・内容)

道路法の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止するもの

- ・ 認定に係るもの（33路線、延長4.24km）
- ・ 廃止に係るもの（17路線、延長4.55km）

8 庄川水害予防組合規約の変更について

【土木維持課】

(趣旨・内容)

庄川水害予防組合の副管理者の選任に関する規定を見直すもの

（現 在）副管理者は「高岡市副市長中管理者の選任した者」を充てる

（改正後）副管理者は「高岡市副市長」を充てる

- ・ 施行期日 知事の許可のあった日

(3) 報告（１件）

1 専決処分の報告について

（高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

（令和４年３月３１日専決）

【資産税課】

（趣旨）

地方税法等の一部改正（令和４年３月３１日公布）に伴い、高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正したもの

（主な内容）

- 1 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置における特別な措置
負担調整措置が講じられている商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、令和４年度に限り、評価額の２.５％（現行５％）とするもの
 - 2 固定資産税における特例措置（わがまち特例）の見直し
下水道除害施設について、課税標準の特例率を変更するもの
（現行）４分の３ → （改正後）５分の４
 - 3 省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し
対象となる住宅及び工事の要件が見直されたことに伴い、対象住宅及び工事の名称等について規定の整備を行うもの
（参考）地方税法の主な改正内容
 - （１）一定の要件を満たす省エネ改修、耐震改修、バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の期間を２年間延長（令和６年３月３１日まで）
 - （２）省エネ改修住宅の対象住宅及び工事内容の改正
（現行）対象住宅：平成２０年１月１日以前から所在する住宅
対象工事：断熱改修工事で５０万円を超えるもの
（改正後）対象住宅：平成２６年４月１日以前から所在する住宅
対象工事：次の①又は②に該当する工事
 - ①断熱改修工事で６０万円を超えるもの
 - ②断熱改修工事で５０万円を超え、かつ太陽光発電装置等設置工事とあわせて６０万円を超えるもの
 - 4 引用条項の整理
- ・ 施行期日 令和４年４月１日